

# 江戸川区議会業務継続計画 (区議会BCP)

江戸川区議会

# 目次

<b>第1章 計画策定の目的及び基本方針</b>	
（1）計画策定の目的	1
（2）基本方針	1
<b>第2章 被害想定</b>	
・対象とする災害等	2
<b>第3章 議会活動</b>	
（1）災害時に優先する議会活動	3
・災害時優先活動時系列一覧	4
<b>第4章 区災害対策本部との連携</b>	
（1）災害時における区との連携	5
<b>第5章 災害時の役割と行動</b>	
（1）議会の役割	6
（2）議長の役割	6
（3）副議長、交渉会派幹事長の役割	6
（4）事案決定権	6
（5）議員の役割	7
（6）区議会事務局の役割	7
（7）災害発生時期に対応した行動基準	8
（8）安否確認の方法	8
<b>第6章 業務継続体制</b>	
（1）区議会災害対策本部の設置	10
（2）区議会災害対策本部の組織	10
（3）議員の参集	10
（4）区議会事務局の配備態勢	11
<b>第7章 環境整備</b>	
（1）議場等の代替施設	11
（2）通信体制	11
（3）備蓄品	12
<b>第8章 計画の推進</b>	
（1）区議会BCPの見直し	12
（2）区議会防災訓練の実施	12
（3）災害行動マニュアルの作成	12
（4）住民への周知	12
<b>参考資料</b>	
・区議会災害対策本部設置の流れと役割	13
・江戸川区議会災害対策本部設置要綱	14

# 江戸川区議会業務継続計画

## 第1章 計画策定の目的及び基本方針

### (1) 計画策定の目的

江戸川区議会は、今後発生が想定される首都直下地震や大規模水害等の発生時において、江戸川区災害対策本部（以下「区対策本部」という。）と連携し、災害復旧・復興に向けて、議決機関としての機能を維持するために江戸川区議会業務継続計画（区議会BCP）を策定する。

なお、策定にあたっては以下の7つの基本方針を定め、発災直後においても円滑に議会を運営し、区民の生命・財産の維持並びに区の行政機能維持に資することとする。

### (2) 基本方針

#### 1. 江戸川区地域防災計画を基本とした体制とする

#### 2. 緊急度・優先度の高い通常業務と災害応急業務を特定し、発災後30日間を対象とする

#### 3. 災害発生時の議会・議員の行動指針を定めた計画とする

二元代表制に基づいた議会・議員の行動指針を定める

#### 4. 発災時における区議会災害対策本部の位置づけを明確にする

#### 5. 議会・議員等の役割を明確にする

議会・議員・事務局職員の役割の整理と行動マニュアルを整備する  
区災害対策本部と区議会災害対策本部の情報連絡体制等を整備する

#### 6. 災害対応体制の環境を整備する

防災資機材及び通信機器等の確保・整備に努める

#### 7. 発災時における議会を運営する

議会・事務局職員・執行部職員が被災した場合及び議場等が使用できない場合の議会運営方法を定める

## 第2章 被害想定

### 対象とする災害等

区議会 BCP の対象とする災害や事象（以下「災害等」という。）は、下表のとおりとする。災害時において議会が果たすべき役割や行動については、区の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、区において災害対策本部、その他これらに準じた組織が設置される災害等を対象とする。

災害等種別	災害等の内容
地震	<ul style="list-style-type: none"><li>・区において震度 5 強以上の地震が発生したとき。</li><li>・区において震度 5 弱以下の地震が発生した場合において、区内に相当の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</li></ul>
風水害	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条に規定する救助の適用基準に達する規模の風水害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、新型インフルエンザ等の感染症、武力攻撃・大規模なテロ等で、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるとき。</li></ul>

### 第3章 議会活動

#### (1) 災害時に優先する議会活動

発災時、執行機関である区は行政機能の停滞をさせないため、できるだけ早期に平常の区政に戻し、被災者の区民に安全・安心な環境を整備するための江戸川区業務継続計画（BCP）に基づいた行動をとることとしている。

議決機関である区議会においても区と歩調を合わせ、災害時に実施すべき活動と優先順位を明確にし、緊急度の高い災害対応活動にも重点を置いた時系列に基づき議会活動を行なうものとする。

以下に実施する活動の優先順位及び内容を表記する。

	区 分	内 容
優先度 1	緊急度の高い災害活動	区議会災害対策本部設置・運営
優先度 2	緊急度の高い通常の議会活動	本会議運営
優先度 3	優先度の高い通常の議会活動	各種委員会運営
優先度 4	その他の通常の議会活動	所管事務調査ほか

#### 【災害時優先活動時系列一覧の見方】

活動名	種別 (災害・通常)	発災直後	1時間	3時間	12時	1日	3日	1週間	2週間	30日	担当
		～1時間	～3時間	～12時間	～3日	～1週間	～2週間	～30日			
<b>初動対応（発災直後～）</b>											
議場・委員会室・控室等の安全確認	災	→									活動終了
議員・職員安否情報の確認・集約	災	→									議員・事務局
区災害対策本部との情報連携	災	→	→								区議会災害対策本部
議員への情報提供	災	→	→								事務局

↑ 着手      ↑ 稼働

活動条件制限下での活動期間

目標レベルでの稼働期

#### 【業務稼働時期の解説】

該当業務を着手する時期（ここまでは該当業務は着手しなくてよい）

人員及び資源が不足する状況下での業務本稼働に向けた仮稼働期

発災後における該当業務の本稼働開始時期

必要最低限の人員及び資源を確保した上での業務本稼働期

該当業務の終了時期（発災時に発生する業務のみ）

発災直後から着手する業務とそうでない業務がある。

災害時優先活動時系列一覧

活動名	種別 (災害・通常)	発災直後 ～ 1時間	1時間 ～ 3時間	3時間 ～ 12時間	12時間 ～ 24時間	1日 ～ 3日	3日 ～ 1週間	1週間 ～ 2週間	2週間 ～ 30日	30日 ～	担当
<b>初動対応 (発災直後～)</b>											
1 傍聴人等の安全確保	災	→									議員・事務局
2 議場・委員会室・控室等の安全確認	災	→									議員・事務局
3 議員・職員安否情報の確認・集約	災	--→									議員・事務局
4 区議会災害対策本部の設置	災	--→									議員・事務局
5 被害状況に関する情報収集・共有	災	--→									区議会災害対策本部
6 区災害対策本部との情報連携	災	--→	→								区議会災害対策本部
7 議員への情報提供	災	--→	→								事務局
<b>応急対応 (12時間後～)</b>											
8 区議会ホームページの更新	通			--→							事務局
9 議場・委員会室等の管理	災			--→	→						事務局
10 国、東京都等に対する要請活動	通			--→	→						議員
11 他議会等からの支援受入	災			--→	→						事務局
<b>復旧対応 (3日後～)</b>											
12 本会議の運営(傍聴受付を含む)	通					--→	→				議員・事務局
13 各種委員会の運営(傍聴受付を含む)	通						→				議員・事務局
14 本会議のインターネット中継	通						--→	→			事務局
<b>非常配備態勢(通常組織の業務態勢)移行後の業務 (概ね2週間後～)</b>											
15 支払い関係事務(災害対応関連)	災							→			事務局
16 行政文書開示請求対応	通							→			事務局
17 予算(補正含む)関連業務	通							→			事務局
18 区議会だよりの発行	通								→		事務局
19 議員報酬・費用弁償・政務活動費	通								→		事務局
20 庁内外からの調査回答	通								→		事務局
21 視察の受入れ	通								→		事務局
22 他自治体への視察依頼	通								→		議員・事務局
23 その他の通常業務	通								→		事務局

## 第4章 区災害対策本部との連携

### (1) 災害時における区との連携

災害発生時において、実質的かつ主体的に対応に当たるのは、危機管理の関係所管課をはじめとする区の執行機関であり、議会が直接的な役割を果たすわけではない。議会は、議事・議決機関としての役割を担っており、その範囲を踏まえて災害に対応することが原則である。

特に災害初期段階においては、執行機関は、職員が情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想される。従って、区議会は執行機関が初動体制や応急対応へ専念できるように配慮が必要である。

一方、議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害等の情報等を的確に把握することが前提となる。災害等の情報等は、区対策本部に集積されることから、区対策本部を通して情報を得ることが効率的である。しかし、より地域の実情に詳しい議員に、地域から詳細な災害等の情報等が寄せられることも事実であり、議員の獲得する情報は非常に有益で区の災害等の情報等を補完するものとなる。これらのことから、情報を的確に把握し、対応に当たるためには、それぞれの情報を共有することが大切である。

そのためには、区対策本部と区議会災害対策本部（以下「区議会本部」という。）において、組織的な連絡・連携体制を確立しておく。

議員が地域において収集した情報や、議員や区民から寄せられた要望は、区議会本部において的確に把握し、整理・集約し、必要があるものについては、区対策本部に通知する。

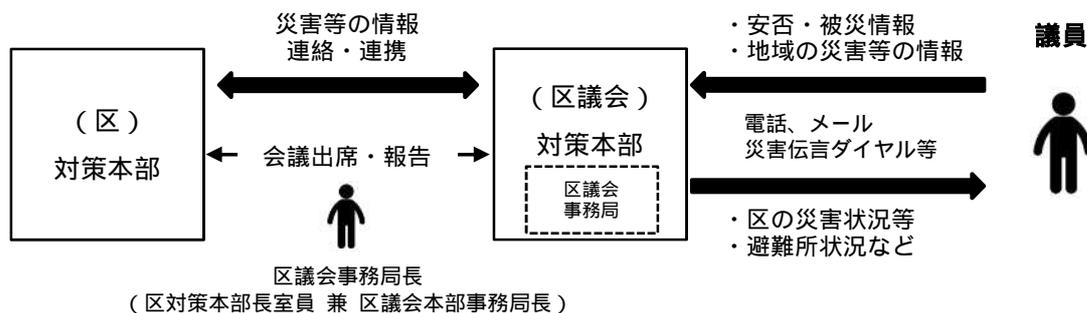
また、災害等緊急時において、区議会としての要望は、区議会本部が集約して区対策本部に通知する。

区対策本部及び関係機関から収集・整理した災害等の情報・要望等は、区議会本部を通じて議員に伝達する。

議員が把握した地域の被災状況は、必要に応じて、区議会本部を通じて、区対策本部に提供する。ただし、人命救助に関する要請等の緊急を要する場合は、この限りではない。

の災害等の情報等の収集及び の議員が把握した情報の区議会本部への提供については、区議会事務局長を通じて行うこととする。

(参考)



## 第5章 災害時の役割と行動

### (1) 議会の役割

- ア．議会は、区対策本部と綿密に連携し、協力・支援を行う。
  
- イ．議会は、二元代表制の趣旨に則り、早期に迅速な意思決定等の議会機能を回復させ、復旧・復興に向け議決機関としての役割を果たす。

本会議等の開催時期、運営方法等の協議（執行部との調整）  
災害に係る特別委員会の設置に関する協議（設置の有無、構成）  
本会議等における審議（予算案、補正予算案の審議等）  
国、東京都等に対する要望活動、要請活動  
常任委員会、特別委員会における審査、調査（被災状況等の調査）  
他議会等からの支援受入（物資、見舞金等）

### (2) 議長の役割

- ア．議長は、区議会 BCP の対象とする災害等又は区対策本部が設置されたときは、速やかに自身の安否、居場所、連絡先を事務局に報告すると共に、指定場所に参集する。
  
- イ．議長は、区議会本部を設置し、本部長として区議会における災害対応を統括する。
  
- ウ．議長は、区議会本部を設置した場合、速やかに全議員に対し周知する。

### (3) 副議長、交渉会派幹事長の役割

- ア．副議長、交渉会派の幹事長は、区議会 BCP の対象とする災害等があったとき又は区対策本部が設置されたときは、速やかに自身の安否、居場所、連絡先を事務局に報告すると共に、指定場所に参集する。
  
- イ．副議長は、本部長代行として本部長を補佐する。
  
- ウ．役員会に出席する。

### (4) 事案決定権

- ア．本会議閉会期間中における議会での事案決定権者は本部長とし、区議会として判断しなければならない事案が発生したときは、区議会本部を開催し、これを決定する。
  
- イ．議長不在のときは、本部長代行 副本部長（上席順）で代決を行う。

#### (5) 議員の役割

- ア．議員は、区議会 BCP の対象とする災害等が発生した場合、速やかに自身の安否、居場所、連絡先を事務局に報告する。
- イ．議員は、災害発生時の初動対応においては、区民の安全確保などの応急対応を担う。
- ウ．議員は、地域の災害情報を区議会本部に報告をする。
- エ．議員は、区対策本部が迅速かつ適切な災害対応に専念できるように、情報提供等を区議会本部と行う。( 区対策本部との直接のやりとりは行わない。ただし、人命救助に関する要請等の緊急を要する場合は、この限りではない。 )

#### (6) 区議会事務局の役割

- ア．来庁者の避難誘導、被災者の救出、応急救護を行う。
- イ．事務局職員及び議員の安否確認、議場等の施設の被害状況を調査し、区対策本部へ報告する。
- ウ．区議会本部が迅速、適切に災害対応に専念できるよう支援する。
- エ．区の定める非常配備態勢、特別非常配備態勢に基づき災害対応にあたる。
- オ．災害時において、事務局長が不在のときは下表の順位に従い、職務を代理するものを定める。

順位	事務局長の職務代理者
第 1 位	次長
第 2 位	議事係長・調査係長
第 3 位	議事係主査・庶務係員

## (7) 災害発生時期に対応した行動基準

### ア．会議中に発災した場合

議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。

議員は、自身の安全を確保し、被災者がある場合には事務局職員と協力して救出、救護を行う。

議員は、議長からの指示があるまで各会派控室で待機をする。

議員は、自身の安全確認をしながら、帰宅可能な場合は帰宅する。

議員は、地域で救援活動、被災情報を収集する。

### イ．登庁していない時に発災した場合

議員は、速やかに安全な場所に避難し、自身や家族等の安否を確認する。

議員は、自身の安否と居場所、連絡先を区議会事務局に連絡する。

議員は、連絡が取れる態勢を確保する。

議員は、地域で救援活動、被災情報を収集し、区議会本部に報告する。

### ウ．委員会又は会派による視察中に発災した場合

委員長又は視察責任者は、視察先にて災害が発生した場合には、速やかに議長に被災状況を報告する。

委員長又は視察責任者は、本区又は視察先の被災状況により、必要と認める場合は、視察を中止し、帰宅又は帰庁する。

## (8) 安否確認の方法

### ア．スマートフォン・携帯電話が使用できる場合

事務局から「エマージェンシーコール」により各議員のスマートフォン・携帯電話に発信する。全ての議員は、あらかじめ決められた必要事項を返信する。

### イ．通常の通信手段が使用できない場合

災害用伝言ダイヤル、MCA無線を使い安否確認等を行なう。

### 時間経過ごとの行動の目安

	議員の行動	議会・区議会本部の行動
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身・家族の安全確保</li> <li>・連絡手段の確保</li> <li>・事務局に安否報告</li> <li>・地域での救援活動</li> <li>・地域の災害情報収集</li> <li>・区議会本部へ地域災害情報報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員参集</li> <li>・区議会本部の設置・運営</li> <li>・区議会本部設置を全議員へ周知</li> <li>・議員安否情報の集約</li> <li>・区対策本部からの情報収集</li> <li>・被災状況の集約</li> </ul>
1 2 時間後 ↳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登庁態勢の確保</li> <li>・地域の災害情報収集・報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣区市議会の状況把握</li> <li>・国、都等に対する要請活動</li> <li>・他議会等からの支援受入（物資・見舞金等）</li> </ul>
3 日後 ↳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議（臨時会）等の出席</li> <li>・災害に関する特別委員会の出席</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議等の開催時期、運営方法の協議</li> <li>・本会議（臨時会）における審議</li> <li>・災害に関する特別委員会設置の協議</li> <li>・災害に関する特別委員会等の調査</li> <li>・被災地域からの要望等の集約</li> </ul>
概ね 2 週間後 ↳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概ねの通常体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体への視察 等</li> </ul>

## 第6章 業務継続体制

### (1) 区議会災害対策本部の設置

ア．議長は、区対策本部が設置された場合において必要と認めるときは、江戸川区議会災害対策本部設置要綱（以下、「要綱」という。）に基づき区議会本部を設置する。

イ．議長は、区議会本部を設置した場合は、速やかに全議員に対し周知を図るものとする。

### (2) 区議会災害対策本部の組織

ア．本部は、本部長、本部長代行、副本部長及び本部員をもって構成する。

イ．本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括する。

ウ．本部長代行は、副議長をもって充て、本部長を補佐する。また、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

エ．副本部長は、4人以上の議員で構成する会派（以下、「交渉会派」とする。）の幹事長をもって充て、本部長の指示のもとに、会派の議員との連絡調整等を行う。

オ．本部員は、本部長、本部長代行及び副本部長を除く議員をもって充て、災害状況の調査を行い、本部長に報告する。

カ．交渉会派以外の本部員に対する連絡調整等は、本部長が行う。

キ．本部に役員会を置く。

### (3) 議員の参集

議長、副議長及び交渉会派の幹事長は、区内で最大震度5強以上の地震が発生したとき又は区対策本部が設置されたときは、幹事長会室又は指定された場所に参集する。

【議員参集の想定】 各議員への聞き取り調査結果（R2.11月）

参集時間	～1時間	～3時間	～6時間	～12時間
人数	1人	34人	8人	0人
参集率	2.3%	79.1%	18.6%	0.0%

道路のがれきや負傷者対応を勘案し、徒歩による速度を2km/hとし、連絡所から本庁舎までに要する時間とした。

#### (4) 区議会事務局職員の配備態勢

##### ア．勤務時間内に発災した場合【非常配備態勢】

第1次非常配備態勢.....事務局職員の約1/8が配備

第2次非常配備態勢.....事務局職員の約1/4が配備

第3次非常配備態勢.....事務局職員の約1/2が配備

第4次非常配備態勢.....事務局職員的全員が配備

##### イ．勤務時間外に発災した場合【特別非常配備態勢】

勤務時間外に区内で最大震度5強以上の地震が発生した場合にはあらかじめ指定された場所に参集する。

本部長室員である区議会事務局長は、直ちに本庁へ参集する。

区議会対応として指定を受けた職員(4名)及び次長は、区議会事務局に参集する。

### 第7章 環境整備

#### (1) 議場等の代替施設

大規模災害等により議場、及び委員会室等の建物の損壊、設備機能が停止する恐れがあるため、代替となる施設を事前に危機管理室と調整するものとする。

#### (2) 通信体制

ア．議員は、区内で最大震度5強以上の地震等の災害が発生した場合は、下記の情報手段で区議会事務局へ連絡をするものとする。

電子メール(区議会事務局 [kugikai@city.edogawa.tokyo.jp](mailto:kugikai@city.edogawa.tokyo.jp))

電話 (区議会事務局) 03 - 5662 - 5556、1994、6736

F A X (区議会事務局) 03 - 3674 - 5875

災害用伝言ダイヤル 「171」

M C A無線(区議会事務局) 

無線番号(個別)	273
----------	-----

イ．会派内においては、LINE、ツイッター等のSNSを活用し情報共有を図るものとする。

ウ．議員から連絡のない場合は、区議会事務局から議員の携帯メール等に連絡し、安否等の確認を行うものとする。

エ．議員は、携帯電話番号、携帯メールアドレスに変更があった場合は、必ず区議会事務局へ届け出るものとする。

### (3) 備蓄品

災害対応にあたる議員及び事務局職員に対する3日分の水、食料、携帯トイレ、毛布、衛生用品等の備蓄品を計画的に備えるよう努める。

また、議員及び事務局職員は、参集の際には、これらの物品を可能な限り携行すること。

## 第8章 計画の推進

### (1) 区議会BCPの見直し

本計画書は、防災訓練などの実施によりその効果を検証し、課題などについて適切に反映させて継続的な見直しを図る必要がある。見直しについては、議会運営委員会理事会で協議を行うものとする。

### (2) 区議会防災訓練の実施

各議員及び事務局職員は、本計画についての理解を深めるとともに、本計画を実効性あるものとするために、防災訓練を定期的実施するものとする。

### (3) 災害行動マニュアルの作成

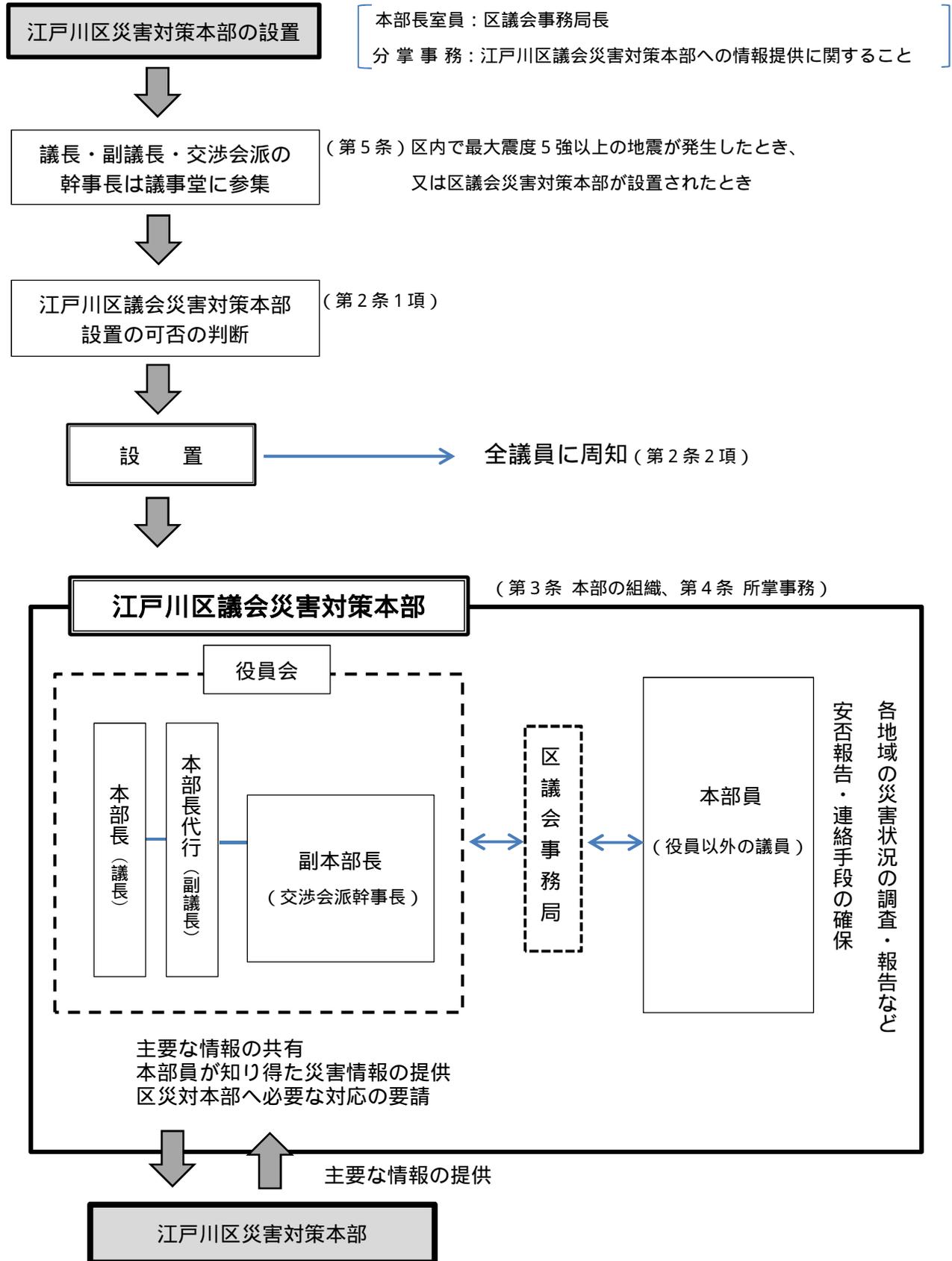
適切、迅速、円滑な災害行動を図るため、本計画に基づき、行動マニュアルを作成するものとする。

### (4) 住民への周知

災害時の議会の行動を区議会ホームページ等で周知し、区民に広く理解を求めため、当BCPを公表する。

# 江戸川区議会災害対策本部設置の流れと役割

(江戸川区議会災害対策本部設置要綱 平成24年2月8日議長決裁)



## 江戸川区議会災害対策本部設置要綱

平成24年2月8日議長決裁

改正平成26年4月1日要綱第54号

### (目的)

第1条 この要綱は、災害発生等により設置する江戸川区議会災害対策本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定め、もって江戸川区災害対策本部、江戸川区国民保護対策本部、江戸川区緊急対処事態対策本部又は江戸川区新型インフルエンザ等対策本部(以下「区対策本部」という。)と連携し、区民の生命及び安全を守る諸活動を行うことを目的とする。

一部改正〔平成26年要綱54号〕

### (設置)

第2条 議長は、区対策本部が設置された場合において必要と認めるときは、江戸川区議会内に本部を設置する。

2 本部を設置した場合は、議長は速やかに全議員に対し周知を図るものとする。

### (本部の組織)

第3条 本部は、本部長、本部長代行、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括し本部を代表する。

3 本部長代行は、副議長をもって充て、本部長を補佐する。また、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 副本部長は、4人以上の議員で構成する会派(以下「交渉会派」という。)の幹事長をもって充て、本部長の指示の下に、その属する会派の議員との連絡調整等を行う。

5 本部員は、本部長、本部長代行及び副本部長を除く議員をもって充て、本部長の命を受け、災害の状況等の調査を行い、本部長に報告する。

6 交渉会派以外の本部員に対する連絡調整等は、本部長が行う。

7 本部に役員会を置く。

8 役員会は本部長、本部長代行及び副本部長をもって構成し、必要に応じ協議を行う。

9 役員会には、本部員のオブザーバー出席を認めるものとする。

一部改正〔平成26年要綱54号〕

( 所掌事務 )

第 4 条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- ( 1 ) 区対策本部からの主要な情報を議員に周知し、共通認識を図ること。
- ( 2 ) 本部員から得た災害の状況等を集約し、区対策本部に提供すること。
- ( 3 ) 区対策本部に必要な対応の要請を行うこと。
- ( 4 ) その他本部長が必要と認める事項

一部改正〔平成26年要綱54号〕

( 参集 )

第 5 条 議長、副議長及び交渉会派の幹事長は、区内で震度 5 強以上の地震が発生したとき又は区対策本部が設置されたときは、議事堂又は指定された場所に参集する。

( その他 )

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が役員会に諮り、決定する。

付 則

この要綱は、平成24年 2 月 8 日から施行する。

付 則 ( 平成26年 4 月 1 日要綱第54号 )

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

**江戸川区議会業務継続計画**

**( 区議会 B C P )**

**令和3年2月24日 議会運営委員会理事会 決定**